

# 社会福祉法人旭川隣保会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川隣保会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいい、役員等とは理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。なお、評議員選任・解任委員を兼ねる役員が、同一日に開催された理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

2 常勤常務理事には、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席報酬は支給しないものとする。

(勤務報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

2 常勤常務理事に対して、別表3の月額報酬、期末勤勉手当及び通勤手当を支給する。

(1)支給方法及び支給日は、正規職員の例による。

(2)月額報酬及び期末勤勉手当より社会保険料及び所得税等を控除する。

(3)勤務時間及びその他の勤務条件は、正規職員に準ずる。

3 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

4 監事が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

5 評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設

の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

- 6 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

第5条 役員等の報酬は、別表4に定める事業年度ごとの総額を上限とする。

(旅費)

第6条 役員等が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席のため、あるいは法人業務のため旅行する場合は、旅費規程により旅費を支給することができる。

- 2 旅費は実情を考慮して増額することができる。

(退職手当)

第7条 役員等には、退職手当を支給しない。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 (日額)
理 事 会 出 席 報 酬	7, 0 0 0 円
評 議 員 会 出 席 報 酬	7, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	7, 0 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬 (日額)
理 事 長 業 務 報 酬	1 5, 0 0 0 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬	1 0, 0 0 0 円
監 事 業 務 報 酬	1 0, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員業務報酬	1 0, 0 0 0 円

別表 3

名 称	報 酬 (月額)	期末勤勉手当	通勤手当
常 勤 常 務 理 事	3 0 0, 0 0 0 円	給与規程第 1 4 条の 規定に準ずる額	給与規程第 9 条の 規定に準ずる額

別表 4

役 員 等 の 区 分	事 業 年 度 ご と の 報 酬 総 額 の 上 限
理 事 長	2 0 万 円
常 勤 常 務 理 事	5 5 0 万 円
理 事	5 0 万 円
監 事	3 0 万 円
評 議 員	5 0 万 円
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員	5 万 円